収納管理WT議事（令和５年７月２１日～令和５年７月２７日開催）

②仕様書改定案（機能要件）に関するご意見

No	業務 （選択肢から選択）	機能ID	意見の分類 （選択肢から選択）	新規意見区分 （選択肢から選択）	要件		意見の根拠		運用想定	現行システム区分 （選択肢から選択）	対応方針				回答集約（地方団体構成員）	検討結果
					修正前	修正後	分類（選択肢から選択）	詳細			大分類 (反映する、反映しない、要検討)	要件修正方針 (追加、修正、削除、変更なし、要検討)	構成員確認（WT）要否 (共有、意見照会、不要)	詳細		
95	収納管理	140001	⑤：機能分類変更（標準オプション/実装不可→実装必須）	①：新規意見	＜調定情報＞ ・課税年度 ・賦課年度 ・通知書番号 ・期別 ・調定額 ・納期限 ・法定納期限 ・申告区分 ・事業年度 ・事業期間 ・課税更正日 ・修正申告年月日 ・特別徴収指定番号 ・車両番号 ・申告期限の延長月数 ・年金保険者 ・種別ごと検査の要否	＜調定情報＞ ・課税年度 ・賦課年度 ・通知書番号 ・期別 ・調定額 ・納期限 ・法定納期限 ・申告区分 ・事業年度 ・事業期間 ・課税更正日 ・修正申告年月日 ・特別徴収指定番号 ・車両番号 ・申告期限の延長月数 ・年金保険者 ・種別ごと検査の要否 ・通知年月日	⑧：業務精度向上	機能ID:140199を実装必須とするために、通知年月日を連携必須に必要があるため。	実務上必要となるケースに対応できるようになり、業務ミスの防止も可能となる。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している機能	要検討	要検討	意見照会	【確認】 これまで標準オプションとしてきましたが、意見の通り実装必須として問題ないでしょうか。	（A市）：問題ありません。 （B市）：問題ありません。 （C市）：問題ありません （D市）：機能ID:140199は標準オプション機能に変わる認識のため、オプション機能のままで良いと考えます 。 （E市）：問題なし （F市）：問題なし （G市）：意見なし （H市）：問題ありません （I市）：問題ありません。 （J市）：問題ありません。 （K市）：意見なし (デジタル庁)：異論ありません。	問題ないとの意見が多数であるが、D市の指摘のとおり0140199は3.0版で標準オプションとするため、要件間の整合を図るため本要件についても通知年月日は標準オプション機能のままとします。
791	収納管理	140001	④：機能分類変更（実装必須→標準オプション/実装不可）	①：新規意見	＜調定情報＞ ・種別ごと検査の要否	＜調定情報＞ ・種別ごと検査の要否	⑤：過剰な要件	検査の要否を収納管理システムで実装することの具体的な運用想定が不明のため、標準オプション要件への変更すべき。	備考欄に「種別ごと検査の要否」については軽自動車税の機能として実装することも可とする旨を記載。	④：スクラッチ開発で実装	要検討	修正	意見照会	【資料３】No15参照	（A市）：問題ありません。 （B市）：意見なし （C市）：意見なし （D市）：標準オプション機能で問題ありません。 （E市）：問題なし （F市）：問題なし （G市）：意見なし （H市）：問題ありません （I市）：問題ありません。 （J市）：【資料３】No15　WT構成員回答の通り。 （K市）：「③仕様書改定案（帳票要件等）に関するご意見」No930で小型二輪車を区別するためには「要否」だけでなく「種別(車種)」自体が必要になるのではないか。 (デジタル庁)：【資料３】No.15と類似の質問になりますが、参照では意見に対しての回答方針が不明なため判断ができません。 なお、機能ID0140001は、「調定情報として取り込めること」という要件であるため、原則軽自動車税側での管理になるものと認識しています。軽自動車税機能要件への管理項目としての定義をご検討いただけましたら幸いです。	本項目は継続検査用納税証明書を出力するうえで必要な項目となるため、実装必須機能のままとします。 なお、「種別ごと検査の要否」は賦課側では管理しておらず、「種別」で検査の要不要は判定できるため文言を修正いたします。
398	収納管理	140001	④：機能分類変更（実装必須→標準オプション/実装不可）	①：新規意見	＜調定情報＞ ・種別ごと検査の要否	＜調定情報＞ ・種別ごと検査の要否	④：現行事務処理・現行機能の踏襲	本市ではシステムで車検の有無を判別するためのフラグを保持し、証明書への印字内容等を制御している。 "種別ごと検査の要否"について、本市が使用しているフラグと同一の内容なのか確認したい。		①：現行システムでパッケージ標準で実装している機能	要検討	要検討	意見照会	【資料３】No15参照	（A市）：修正意見提案市のいう「本市が使用しているフラグ」の詳細が不明のため、判断できません。 （B市）：意見なし （C市）：意見なし （D市）：標準オプション機能で問題ありません。 （E市）：問題なし （F市）：問題なし （G市）：意見なし （H市）：問題ありません （I市）：問題ありません。 （J市）：【資料３】No15　WT構成員回答の通り。 「本市が使用しているフラグ」の詳細が不明です。 （K市）：No.791と同様 (デジタル庁)：異論ありません。	「本市が使用しているフラグ」の詳細が不明なため、対応しないこととします。
16	収納管理	140003	③：要件削除	①：新規意見	・固定資産税については、共有分の分割納付（区分所有ではない一般的な共有分を持分で按分して納付する方法。）については、共有構成員ごとの持分割合で按分した調定情報を個別に取り込めること。	削除	①：地方税法（法律・政令・省令）への準拠・外部機関（*eLTAX* 等）への対応	連帯納税義務の考え方に照らし合わせるのは違和感があります。固定資産税の機能ID0120239についても削除していただきたい。			要検討	要検討	意見照会	【資料３】No7参照	（A市）：ベンダより「按分した調定情報を取り込むのは難しい」との意見であれば、この要件は削除したらどうか。 （B市）：意見なし （C市）：意見なし （D市）：固定資産税に一般共有を按分して収納連携する要件は無いため、本要件自体を削除してください。 （E市）：問題なし （F市）：問題なし （G市）：意見なし （H市）：共有不動産は連帯納税義務であり、本機能は法律によらない便利機能であるため、削除が適当と考えます。 （I市）：問題ありません。 （J市）：【資料３】No7　WT構成員回答の通り。 削除で問題ありません。 （K市）：意見なし (デジタル庁)：意見照会のご意見に同意します。また、固定資産税側の要件の削除のご意見にも同意します。 メモ機能と納付書金額手入力等により対応可能であると考えること、按分税額で納付書を発行することは一部の地方自治体が住民サービスの一環として行っている処理であり法定されている手続ではないこと、データ要件・連携要件修正に伴う開発影響の観点より、当庁としては削除が良いと考えます。	実装が困難であるとの指摘があることや法定手続きではないこと、WT構成員が本要件による運用を想定していないこと等を総合的に勘案し、本要件については削除（修正の取り下げ）といたします。
72	収納管理	140022	①：要件追加	①：新規意見	納付チャネルのうち口座振替については、納付された金融機関情報、コンビニ納付については、コンビニ・店舗支店情報を表示できること。	納付チャネルのうち口座振替については、納付された金融機関情報、コンビニ納付については、コンビニ・店舗支店情報、スマートフォン納付においては各種アプリ情報、共通納税においては各種納付方法別情報を表示できること。	⑧：業務精度向上	どのような手段を用いて納付されたか経緯を確認したいときや報告書や集計表作成時に参考にできるため。	納付履歴において詳細が確認できる。	②：現行システムでカスタマイズを実施している機能	要検討	要検討	意見照会	スマホ納付については、機能ID0140066「スマートフォン納付について、決済手段を納付区分として識別できること。メーカーコードを簡便に追加できること。」を定義済みのため、反映しないこととします。 【確認】 共通納税においては各種納付方法別情報を表示できる機能は必要でしょうか。カスタマイズで実施されていることから一般的な機能ではないと想定しています。	（A市）：R5以降開始されたeL-QRを使用したK市が契約するスマートフォン決済アプリによる納付の場合、共通納税から送信される収納情報上の納付区分は「IPA利用方式」と表示されるだけで、各アプリの内訳は分からない。 現状でもスマートフォン決済アプリ内の各アプリごとの内訳は分からないので、標準化システムでも不要と考える。 （B市）：金融機関、クレジットカード、API利用、情報リンク方式、ダイレクト納付等の各種納付方法表示ができることが望ましいです。 （C市）：機能があれば活用したいです 共通納税で納めたとしても、全て一律の手数料ではないため、予算要求の資料として必要。 （D市）：現行システムでもカスタマイズを実施しているため、反映する必要が無いと思います。 （E市）：問題なし （F市）：修正後のとおりとしてほしい （G市）：納付方法別情報は、市民からの問合せ時の確認や、集計業務に必要なため、表示されることが望ましい。 （H市）：問題ありません （I市）：一般的機能ではないと想定します。 （J市）：収納管理業務を運用する上では不要です。国や議会等への報告資料作成時に納付方法単位の内訳を報告する機会があれば必要となります。 （K市）：共通納税には「オンライン方式」「ダイレクト方式」「情報リンク方式」「一括伝送方式」「クレジットカード決済」「API利用決済」の納付方法がある。納付方法によって地方団体が負担する収納手数料の単価が異なることや、納税証明書の備考欄に「機構指定納付受託者に納付の委託が行われている」旨の記載をするにあたってはクレジットカード決済及びAPI利用での納付に限られること等から、納付方法の区別が必要ではないか。 また、一括伝送方式に関しては、金融機関のミス等で地方団体と金融機関でのやり取りが発生する場合があるため、金融機関の情報が必要ではないか。 なお、共通納税の納付情報には、API利用で納付した場合、利用したアプリを識別する情報（コード）が含まれていることを申し添える。 (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	一般的な機能ではないとの意見が複数ある一方、K市の意見の通り納税証明書の備考欄への出力の際に必要な情報と想定されることから、標準オプション機能として追加します。
255	収納管理	140116	②：要件変更	①：新規意見	個人住民税・森林環境税・軽自動車税（種別割）・固定資産税それぞれについて、口座情報を管理できること。 軽自動車税（種別割）・固定資産税の口座は宛名単位は車両番号単位で管理できること。 固定資産税の口座は通知書番号単位で管理できること。	個人住民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）、固定資産税それぞれについて、口座情報を管理できること。	⑤：過剰な要件	・「宛名単位は車両番号単位で管理」について 　軽自動車税の課税対象となる複数車両保有者が、それぞれの車両の納税義務者である場合、同一調定年度の異なる通知書番号で賦課されるケースで、車両番号単位に同一納税義務者の宛名（宛名番号）を分けて管理する運用を意味すると捉えましたが、住民記録・住登外者宛名番号管理機能等の運用を踏まえると、本運用は通常想定されないため。 ・軽自動車税の車両番号単位、固定資産税の通知書番号単位での口座の管理について 　同等の内容が機能ID0140123に実装オプションとして記載されており重複しているため。また全団体で実施する運用ではないと想定され、実装オプション（ID0140123）とするのが良いと考えるため。	納税義務者の宛名番号単位で振替口座を管理しています。以下の①、②の場合、同一科目・同一納税義務者の複数通知書番号に関して、同一月（期）に振替をする際は、いずれの通知書番号についても上記口座から振替を実施します。 ①軽自動車税に関する複数台車両を保有する納税義務者の場合 ②固定資産税に関する複数通知書番号の納税義務者の場合 ただし、軽自動車税と固定資産税で税目別口座とすることはあり得ます。	③：現行システムでは使用していない機能	反映する	修正	共有	「軽自動車税（種別割）・固定資産税の口座は宛名単位は車両番号単位で管理できること。 固定資産税の口座は通知書番号単位で管理できること。」は標準オプション機能とします。※記載誤りの修正。	（A市）：意見なし （B市）：意見なし （C市）：承知しました （D市）：意見なし （E市）：意見なし （F市）：意見なし （G市）：意見なし （H市）：意見なし （I市）：意見なし （J市）：対応方針の通りで問題ありません。 （K市）：意見なし (デジタル庁)：意見なし	対応方針の通り反映します。
351	収納管理	140126	⑥：表現の見直し	①：新規意見	課税システムで名寄せされた宛名情報（名寄せ元、名寄せ先のいずれかに口座登録されているものに限る。）の口座情報を抽出できること。	共通機能で同一人として関連付けられた宛名情報（関連元、関連先のいずれかに口座登録されているものに限る。）の口座情報を抽出できること。	⑧：業務精度向上	「課税システムで名寄せされた宛名情報」という意味は「共通機能で同一人として関連付けられた宛名情報」として認識しましたが合っていますか？	同一人として関連付けれた宛名情報のすべてに口座振替情報を紐づけないといけないため。	②：現行システムでカスタマイズを実施している機能	反映する	修正	共有	意図が伝わりにくいため表現の見直しをするということであれば、指定された記載の方がより正確であるため、対応することとします。	（A市）：意見なし （B市）：意見なし （C市）：承知しました （D市）：意見なし （E市）：意見なし （F市）：意見なし （G市）：意見なし （H市）：意見なし （I市）：意見なし （J市）：表現の見直しをする方針で問題ありません。 （K市）：意見なし (デジタル庁)：共通機能とは地方税（共通）機能ID0160012のことでしょうか。 そうであればデジタル庁が定める「共通機能」と混同しないような表記としていただけますと幸いです。	対応方針のとおり3.0版にて反映します。 なお、デジタル庁からの指摘を踏まえ、「税務共通機能で同一人として～」と表現を改めます。
353	収納管理	140129	⑥：表現の見直し	①：新規意見	宛名番号・税目・納税通知書番号・納税義務者を指定し、どの口座で振替対象になっているか確認できること。	機能要件と要件の考え方・理由が結びつきません。相続人代表者に口座手続きを依頼するためなら、機能要件としては「口座振替登録中の宛名番号に相続人代表者が設定された者を抽出できること」となります。現状の機能要件の表現だと単に検索条件画面を用意して検索条件に該当した者の口座情報が確認できることとしか読み取れません。	⑧：業務精度向上	機能要件と要件の考え方・理由が結びつかないため。	相続人代表者に口座手続きを依頼するため。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している機能	反映する	修正	共有	現在の要件の考え方・理由に記載されている文章については本来0140130のものであるため、0140129→0140130に移すこととします。	（A市）：意見なし （B市）：意見なし （C市）：承知しました （D市）：意見なし （E市）：意見なし （F市）：左の通りで良い （G市）：意見なし （H市）：意見なし	対応方針のとおり修正します。

356	収納管理	140135	⑥：表現の見直し	①：新規意見	指定した期別以外に、随時振替ができること。	「随時振替」とはどのような機能ですか？	⑧：業務精度向上	機能要件の記載の意味が不明なため。	機能要件を理解できていないため、運用想定の記載ができません。	③：現行システムでは使用していない機能	反映する	修正	共有	「期別の定期的な振替日以外に、随時振替ができること」に修正します。	（A市）：意見なし （B市）：意見なし （C市）：承知しました （D市）：修正案の表現では、誤った解釈を招く恐れがあります。 以下のいずれを想定しているのか分かるように表記の修正をお願いします。 ①通常の振替依頼（月末）以外に、（月の半ばなど）任意の日付で振替依頼が行えること。 ②当月の口座振替対象となる期別（納期限）以外の期別も、随時振替分として当月の処理に含めて口座振替依頼を行えること。 弊社は②と解釈していました。 （E市）：意見なし （F市）：同左 （G市）：意見なし （H市）：意見なし （I市）：意見なし （J市）：問題ありません。 （K市）：意見なし (デジタル庁)：機能ID 0140131の表記に合わせ、「期別の定期的な振替日以外での口座振替（随時振替）依頼データを作成できること。」等の方がより良いかと考えます。	デジタル庁より提示された「期別の定期的な振替日以外での口座振替（随時振替）依頼データを作成できること。」に要件を修正します。
357	収納管理	140136	⑥：表現の見直し	①：新規意見	除外条件に基づき、口座振替依頼データの作成除外ができること。除外条件は、税目及び期別単位で判定されること。また、個別にデータ除外ができること。 ＜除外条件＞ ・納付済 ・分割納付中 ・徴収（換価）猶予中 ・執行停止中 ・繰上徴収 ・仮消込中 ・証券受託中 ・納税通知書返戻ありかつ公示未送達 ・時効完成	除外条件の「納付済」については、指定した対象納期の期別税額から納付済期別税額を差し引いた税額が０円以下のデータは除き、１円以上のデータはその差し引き後の金額を口座振替依頼データの振替税額にすることを追記してください。	⑧：業務精度向上	納税が不足している分については口座振替するため。	納税が不足している分については口座振替するため。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している機能	要検討	要検討	意見照会	【確認】 「納付済」の定義について、この定義で進めて問題ないでしょうか。	（A市）：問題ありません。 （B市）：問題ありません。 （C市）：問題ありません （D市）：問題ありません。 「仮消込中」についても同様の扱いとする旨も明記してください。 （E市）：問題なし （F市）：「納税が不足している分」とは、一部納付後の残りの差額の意味でしょうか （G市）：意見なし （H市）：確認内容は問題ありません。ただし、改めて確認されていただきたいのですが、除外条件はすべて自動適用でしょうか？又は選択性でしょうか？執行停止中であったも納付義務は存在するので振替する自治体も想定されますので自動適用は問題があるかと思われます。また、「時効完成」でも誤解や実運用での想定が考えられないことから問題はないかと思いますが正確性を期すなら債権消滅が適切と思われます。 （I市）：問題ありません。 （J市）：問題なし （K市）：意見なし (デジタル庁)：異論ありません。	「納付済」＝指定した対象納期の期別税額から納付済期別税額を差し引いた税額が０円以下のデータと定義したうえで、１円以上のデータはその差し引き後の金額を口座振替依頼データの振替税額にすることを本要件の考え方・理由に追記します。
82	収納管理	140144	⑥：表現の見直し	②：前回記載意見	振替結果の集計ができること。振替結果は税目、期別、通知書番号等を確認できること。	振替結果の集計ができること。振替結果は税目、期別、通知書番号等を確認できること。また、重複納付を避けるため消込・仮消込がある場合は、口座振替結果による消込はされず、過誤納となること。	④：現行事務処理・現行機能の踏襲	「口座振替結果による消込はされず、過誤納となること」について、詳細仕様の説明が必要。現状は依頼データ作成後に消込されたものであっても、口座振替結果により消込され二重納付扱いとして過誤納となるため。	金融機関からの口座振替結果による消込処理後、振替結果詳細の確認、集計できることとしている。 また、重複納付を避けるため、消込・仮消込がある場合は、口座振替結果による消込はされず、過誤納となることを想定している。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している機能	反映する	修正	意見照会	【確認】 納付済み口座に口座振り込みがなされた際の記載がないため、備考などに補記することとしてよいでしょうか。	（A市）：・「納付済み口座に口座振り込みがなされた際の記載がないため、備考などに補記することとしてよいでしょうか。」の質問の趣旨は「納付済み口座に重複納付分を還付した際の記載」ということでしょうか。その意味であるなら備考欄に還付実績の記載は必要と考えます。 ・「重複納付を避けるため消込・仮消込がある場合は、口座振替結果による消込はされず、過誤納となること。」について、口座振替結果が消しこまれた結果過誤納状態となるため、口座振り込み結果の消込は必要となりませんか。仮消込、口座振替納付など全ての納付の履歴を消し込む必要があると考えます。 （B市）：問題ありません。 ※修正後の欄に「口座振替結果による消込はされず、過誤納となること」と記載されてますが、「消込された上で、」過誤納となるものと考えます。 （C市）：問題ありません （D市）：口座振替で引き落としされたのであれば、既に消込・仮消込がされていても、運用として口座振替結果として消込されることが望ましいです。 該当ケースでは、二重納付で過誤納となることを望みます。 （E市）：良い （F市）：意見なし （G市）：意見なし （H市）：指定した期別に対する納付であることから、消込が行われた結果過誤納（調定額＜収納額　の状態）になるという認識です。この結果還付充当の処理が開始されます。もし意見のとおりの自治体があれば自治体ごとに対応が異なっているためどちらかに寄せるような修正は反対します。 （I市）：良いと思います。 （J市）：問題あり。 「また」以降の記述にある、重複納付などのエラーチェックは「消込前処理」の機能です。また、「消込はされず、過誤納となる」という要件も「過誤納」の内容であるため口座振替結果管理の機能要件に記載するべきではないと思われます。 （消込処理せずに過誤納とする機能要件が存在していないと思われます。） 「振替結果を集計できること」が当要件の趣旨であるため、集計項目の指定や集計方法などの追記はあってもよいが、新しい機能を定義することを目的としている場合は追記ではなく、別項番とすべきと思われます。 振替結果を集計する際、重複納付のエラーチェックを付けることを目的とする場合でも別の機能要件として定義すべきと思われます。 （K市）：意見なし (デジタル庁)：項番3.1.過誤納対象者抽出においては、消込後に過誤納判定をしていると読み取れるのですが、「消込はされず過誤納となる」という運用と齟齬があるように思われます。 項番3.1の当庁の読み取りが間違っておりましたら恐縮ですが、運用について備考に補記するのであれば項番3.1にあわせた記載とする必要があるのではないかと考えております。	構成員、ベンダともに修正は不要という意見が一定数寄せられたため本件は対応しないこととします。
360	収納管理	140147	⑥：表現の見直し	①：新規意見	口座振替不能者データについて、期間、税目、不能区分（全銀協フォーマットで定める不能区分）で抽出できること。	「期間」とは口座振替に関するどの日付のことを指していますか？	⑧：業務精度向上	機能要件記載事項が不明確なため。	不能区分によっては口座振替を職権により解除し、未到来納期分の納付書を送付するため。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している機能	要検討	要検討	意見照会	【確認】 口座振替不能者を抽出する「期間」とは全銀協フォーマットにおける引落指定日を指す理解だが、齟齬ありますでしょうか。	（A市）：問題ありません。 （B市）：ありません。 （C市）：問題ありません （D市）：齟齬はありません。（同様の認識です） （E市）：ない （F市）：引き落とし日未納 （G市）：意見なし （H市）：期間とはユーザーが指定した範囲であり、検索の対象が引落指定日であるとの認識です。 （I市）：ありません。 （J市）：問題あり。 「期間」というキーワードで開始日、終了日を指定した抽出を想定している。「期間」を具体的な項目名、例えば「振替年月日」など実在する基本データリストの項目で定義することであいまいさを回避することができると思います。 （K市）：意見なし (デジタル庁)：異論ありません。	期間＝引落指定日で相違がないため、本件は特段対応しないこととします。
361	収納管理	140148	①：要件追加	①：新規意見	口座解約者を抽出できること。	抽出条件に廃止日の期間を指定できること、税目を指定できることを追加してください。	⑧：業務精度向上	現状の記載では過去の口座解約者全件が抽出されてしまうため。	本市では本機能を利用していないため運用想定できません。機能要件として記載するなら抽出条件を追加したほうが好ましいと思ったため記載しました。	③：現行システムでは使用していない機能	要検討	要検討	意見照会	【確認】 口座解約者の抽出はどのような抽出条件が必要でしょうか。抽出条件は例示する想定です。	（A市）：本市でも現行システムでは使用していません。抽出条件を挙げるとすれば、金融機関からの振替結果コードが「２」（預金取引なし）であることを想定します。 （B市）：運用想定がありません。 （C市）：税目、契約日（●年●月●日以降等） （D市）：廃止日と税目の条件指定で問題ありません。 （E市）：現行抽出はしていないが、口座登録した際に出力する帳票と同じ条件があれば良いと思う。 （F市）：口座登録者の抽出が良いのではないか （G市）：意見なし （H市）：解除日（範囲指定）、税目で問題ありません。 （I市）：抽出条件に廃止日の設定ができること。 （J市）：基本データリストの振替口座情報のレイアウトから「口座振替廃止年月日」に日付が入っていて、それが指定した基準日以前の日付である対象と想定する。 振替対象となるか、ならないか、振替できたか、振替できなかったかで日々の運用をしているため、システムに登録した口座解約者を特定して行う業務は想定できません。 廃止と停止の違いも機能や処理に違いがあるのであれば機能要件や業務フローに明示してほしい。 （K市）：意見なし (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	E社の意見を参考に、口座解約者の具体的な抽出条件はベンダの裁量次第として仕様書上では定義しないこととします。
233	収納管理	140155	⑥：表現の見直し	①：新規意見	口座振替済通知兼	口座振替済通知		1.0版から2.0版に改定する際に文言修正されたが一部誤ったままである。		③：現行システムでは使用していない機能	反映する	修正	共有	兼を削除します。	（A市）：意見なし （B市）：意見なし （C市）：承知しました （D市）：意見なし （E市）：意見なし （F市）：意見なし （G市）：意見なし （H市）：意見なし （I市）：意見なし （J市）：問題ありません。 （K市）：意見なし (デジタル庁)：意見なし	対応方針の通り反映します。
94	収納管理	140199	②：要件変更	①：新規意見	【オプション機能】 納税通知書発送前の充当はできないこと。	【実装必須機能】 納税通知書発送前期別への充当ができること。充当の際、アラートが表示されること。	⑧：業務精度向上	納期未到来分への充当が必須機能（機能ID:0140203）であるのと同様に、納税通知書発送前の充当も実務上起こりうるのでアラートを出力した上で可能とするべき。	実務上必要となるケースに対応できるようになり、業務ミスの防止も可能となる。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している機能	要検討	要検討	意見照会	【確認】 納通発送前に充当することが実務上起こりえるでしょうか。	（A市）：控除できなかった配当割額・株式等譲渡所得割額を均等割・所得割に充当する場合が想定されます。 （B市）：配当割・株式等譲渡所得割の充当で起こりえます。 アラートは過剰機能と考えます。 （C市）：起こりえない認識です （D市）：実務上はあり得るため、アラートが望ましいと考えます。 （E市）：起こりえる （F市）：同左 （G市）：配当割控除不足額の充当は、納税通知書の発送前に処理します。 （H市）：実務上行っている自治体があったとしても法律上ありえませんので標準機能として実装することは問題があると考えます。（納期前に充当することはあり得ません、本人の承諾をとって行う行為は自主納付です。なお、法律上は納通到達（※発送ではありません）前にいかなる入金処理も行うことはできません。） （I市）：起こりえる。 （J市）：想定していない。 （K市）：意見なし (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	本件は構成員によって運用が分かれているため、標準オプション機能のままといたします。
25	収納管理	140233	①：要件追加	①：新規意見	口座還付ができない場合、窓口還付した事実を管理できること。	口座還付ができない場合、窓口還付又は隔地還付した事実を管理できること。	⑥：住民サービス向上	還付口座が無く、接触も取れないため窓口払いも出来ない対象者が一定程度存在するので、隔地還付を実施する必要がある。	口座還付が出来ない場合は、窓口還付以外に、ゆうちょ銀行の払戻証書を本人宛に送付する隔地還付を行っているため。	③：現行システムでは使用していない機能	要検討	要検討	意見照会	【確認】 隔地払いは0140237にてオプションとなっているが、帳票印刷までしか記載しておらず、隔地払いの事実を管理する記載が不足しているため、追加することとしてよいでしょうか。	（A市）：本市では窓口払いを行っていません。 （B市）：問題ありません。 （C市）：問題ありません （D市）：実務上、使用することはないが、オプション機能の追加としてならば問題ありません。 （E市）：良い （F市）：追加が多い （G市）：意見なし （H市）：問題ありません。 （I市）：良いと思います。 （J市）：隔地払いを運用していないため、オプションが妥当と判断する。 （K市）：意見なし (デジタル庁)：異論ありません。	隔地払いを利用していない構成員も複数いるため、標準オプション機能として新規追加します。
781	収納管理	140261	②：要件変更	②：前回記載意見	宛名・金額を修正できること。	宛名・金額を修正できること。 金額（本税、督手、延滞金）については、収納状況等から自動計算案を表示し、手動入力を少なくすること。	⑦：業務効率化	通知に係る宛名や金額の手動入力を想定した場合に、担当者負担が大きいため、ある程度システムから引用されていると望ましいため。	金額と実際の還付額との最終確認をした後に、対象者へ還付充当通知書、還付請求書を発送予定	①：現行システムでパッケージ標準で実装している機能	要検討	要検討	意見照会	【確認】自動で計算されることは記載されていなかったため、備考欄に記載することとしてよいでしょうか。	（A市）：問題ありません。 （B市）：問題ありません。 （C市）：問題ありません （D市）：問題ありません。 （E市）：良い （F市）：意見なし （G市）：意見なし （H市）：問題ありません。 （I市）：良いと思います。 （J市）：問題あり。 「金額」という表現があいまいであるため、何を「自動で計算」して何を算出するのかが判断できない。 編集できるのは納付額と想定しているが、表記があいまいであるため調定額も操作できるようにも読み取ることができる。 どういった意図があり機能要件を定義したかの説明を入れるべき。 「自動計算」はどのような計算を行うのか想像できないため、何をどう計算するのかを例示ください。 当件は過誤納額のうち、一部を還付または充当する場合の操作で納付額（本税、督手、延滞金）の訂正範囲は納付額未満と想定している。 ※調定額は操作できない想定。 （K市）：還付加算金は自動計算の対象とはならないのか。 (デジタル庁)：異論ありません。	機能0140181,0140208で充当額、還付額の自動計算は要件化されているため、本件は対応不要とします。

545	収納管理	140284	⑥：表現の見直し	①：新規意見	・調定年月日	・調定年月日（開始日、終了日）	④：現行事務処理・現行機能の踏襲	督促状の発送対象者の抽出条件において、 調定年月日は随時に設定されるため。	抽出条件は「調定年度」「調定年月日が○日以前」といった一定期間とし、督促未発行分を漏れなく出力することを想定している。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している機能	要検討	要検討	意見照会	【確認】開始日、終了日まで管理する必要はあるでしょうか。	（A市）：督促状の抽出条件としては「納期限」が最も重要であり、 納期限が同一日でも調定年月日はそれぞれ異なることから 調定年月日で指定することはあまり想定していない。 開始日、終了日まで管理する必要性をあまり感じない。 （B市）：開始日・終了日による期間設定機能があれば便利だが、特に無くとも可です。 （C市）：督促状発送については、調定年月日は管理不要です （D市）：管理する必要があると考えます。 （E市）：ある （F市）：調定日があればよいと思う （G市）：意見なし （H市）：ないと思われます。そもそも督促状の発行条件は納期限であり調定年月日等ではないのではないでしょうか？ （I市）：必要あります。 （J市）：不要です。 現行システムでは督促対象者抽出は発付年月日と納期限で行っている。抽出条件指定で、督促状を発付していない納期限の一覧画面から督促対象の納期限を指定するため、督促が漏れることはない。 （K市）：意見なし (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	督促対象者の抽出は「納期限」で行うことが基本であり、調定年月日の開始・終了日まで管理することは過剰との意見が多いため、本要件は修正しないこととします。
546	収納管理	140284	⑥：表現の見直し	①：新規意見	＜抽出除外条件＞ ・執行停止者	＜抽出除外条件＞ ・該当期別において執行停止であるもの	④：現行事務処理・現行機能の踏襲	過年度の期別が執行停止である者であ t っても、督促対象の期別が執行停止の登録がない場合は、督促を発送するため。	執行停止のある期別の場合は、督促状発送対象から除外する想定としている。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している機能	要検討	要検討	意見照会	【確認】執行停止は期別を指定することで問題ないでしょうか。	（A市）：問題ありません。 （B市）：当市では除外していません。 （C市）：問題ありません （D市）：問題ありません。 （E市）：問題なし （F市）：意見なし （G市）：意見なし （H市）：問題ありませんが、執行停止には法律上督促を中止する効果はありませんので、除外するかどうかは自治体の任意としてください。 （I市）：問題ありません。 （J市）：問題ありません。 （K市）：意見なし (デジタル庁)：異論ありません。	自治体意見の通り反映します。 なお、本要件は「（略）抽出条件、抽出除外条件が任意に設定できること。」しているため、実際に除外するか否かは自治体の任意となる想定です。
113	収納管理	140337	②：要件変更	①：新規意見	納付書を出力する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラーまたはアラートとして通知できること。 ＜主なエラーまたはアラート＞ ・未納~~及び滞納~~がない納税義務者 ・口座振替登録がある納税義務者 …	納付書を出力する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラーまたはアラートとして通知できること。 ＜主なエラーまたはアラート＞ ・口座振替登録がある納税義務者 …	⑦：業務効率化	未納・滞納がない期別は納付書即時発行対象として選択した際にエラーまたはアラートとするのではなく、納付書即時発行画面で選択できない形が望ましいと判断し、「未納がない納税義務者」の表記自体を削除。 必要に応じて別要件として「納付書即時発行画面で未納・滞納がない期別の納付書は発行できないこと」を定義することをご検討ください。	納付書即時発行の際、未納・滞納がない期別の納付書は発行しない。（発行しようと操作することがない）	①：現行システムでパッケージ標準で実装している機能	要検討	要検討	意見照会	【確認】 未納のない納税義務者に納付書を出すケースはないため、削除しても問題ないでしょうか。	（A市）：問題ありません。 （B市）：問題ありません。 （C市）：問題ありません （D市）：問題ありません。 （E市）：問題ない （F市）：問題なし 納期未到来まで納付済みであれば必要ない （G市）：意見なし （H市）：問題ありません。 （I市）：問題ありません。 （J市）：問題ありません。 （K市）：意見なし (デジタル庁)：異論ありません。	削除で問題ないとの意見が多数であるが、F社の意見の通り誤消込や延滞金計算誤りのケースも想定されるため、本要件は削除しないこととします。
445	収納管理	140362	①：要件追加	①：新規意見	指定した税目・賦課年度の納税証明書を個別に発行できること。発行可能年数を任意に制御できること。	以下を追加。 ・非課税の場合でも発行できること。 また、個人市民税に係る納税証明について、取扱いが所得証明と同様であれば以下を追加。 ・未申告の場合は発行できない制御ができること。 ・自団体の課税対象者の被扶養者として設定されている,未申告者に対しては納付すべき税額、納付済額に「０」または「＊」を記入した証明を発行できること。	①：地方税法（法律・政令・省令）への準拠・外部機関（*eLTAX* 等）への対応	地方税法施行令 第6条の21の規定により、納付すべき税額、納付済額がないことを含め証明することが必要となっている。	所得証明（課税証明）については、出力条件として、「未申告の場合は発行できない制御ができること。」「自団体の課税対象者の被扶養者として設定されている、未申告者に対しても証明書（非課税）を発行できること。」とされているが、個人住民税の納税証明についても同様の取り扱いとなる想定か。 もし納税証明については、申告の有無に関わらず、課税されていない事実さえあれば発行可能であれば、その旨を考え方・理由へ記載いただきたい。 ※印字項目の設定、帳票レイアウトの備考欄の記載の扱いも同様。	③：現行システムでは使用していない機能	要検討	要検討	意見照会	【確認】 納税証明書について、非課税の場合に出力が必要と想定していますが、追加することでよろしいでしょうか。 【確認】 納税証明書について、未申告の場合の出力は不要という理解でよいでしょうか。 【確認】 自団体の課税対象者の被扶養者として設定されている未申告者に対し、納税証明書を出力するケースはあるでしょうか。	（A市）：・非課税の場合の納税証明書の出力機能の追加は不要。 【理由】非課税の場合は納税証明書は発行していない。課税証明書を発行している（非課税の場合は非課税証明書の名称で） ・未申告の場合は納税証明書は不要。 ・未申告の者に納税証明書は発行していない。 （B市）：当市では、納税証明書（一般用）としては出していません。「滞納がないことの証明書」を出すことは可能です。 不要です。 ありません。 （C市）：【確認】 納税証明書について、非課税の場合に出力が必要と想定していますが、追加することでよろしいでしょうか。 ⇒ 問題ありません（本市は出力不要） 【確認】 納税証明書について、未申告の場合の出力は不要という理解でよいでしょうか。 ⇒ 未申告の場合は不要です 【確認】 自団体の課税対象者の被扶養者として設定されている未申告者に対し、納税証明書を出力するケースはあるでしょうか。 ⇒ 未申告者には出力しません （D市）：非課税の場合は発行不要と考えています。 未申告の場合は発行不可とせず、アラートでも良いと考えます。 未申告者に対して、納税証明書を出力するケースはありません。 （E市）：良い 良い なし （F市）：追加する 良い ある。非課税。 （G市）：【確認】① 左記のとおりとして問題ありません。 【確認】② 左記のとおりとして問題ありません。 【確認】③ 現状はありません。 （H市）：追加しても問題ありません。 未申告の場合は出力できない制御は必要です。 被扶養者の納税証明は聞いたことはありません。なお、現在マイナンバーで他の自治体での扶養も把握できていることがあるため、機能追加するなら「自団体」の表記は削除するのが適当と考えます。 （I市）：追記すること、不要、出力するケースはありません。 （J市）：いずれも過剰な機能と思われます。 未納がない証明をすることを目的とする場合、完納証明書を発行する方法が妥当という認識です。 >【確認】 >納税証明書について、非課税の場合に出力が必要と想定していますが、追加することでよろしいでしょうか。 → 納税証明書は科目年度の選択が必要であるため、非課税の対象者に証明書を発行するのであれば完納証明書の方が適切。 >【確認】 >納税証明書について、未申告の場合の出力は不要という理解でよいでしょうか。 → 不要。申告後に賦課決定するため、納税証明書の判定では未申告かどうかの判定は過剰と判断する。 >【確認】 >自団体の課税対象者の被扶養者として設定されている未申告者に対し、納税証明書を出力するケースはあるでしょうか。 → 発行するケースはない。 （K市）：意見なし (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	課税側で課税証明書を定義しており、そちらで対応可能なため収納側では特段対応しない方針とします。
88	収納管理	140373	①：要件追加	①：新規意見	納税証明書は、普徴・年特・給与特別徴収毎、課税年度毎に内訳が表示できること。	納税証明書は、普徴・年特・給与特別徴収毎、森林環境税について、課税年度毎に内訳が表示できること。	①：地方税法（法律・政令・省令）への準拠・外部機関（*eLTAX* 等）への対応	総務省より、森林環境税に係る納税証明書の表記について適切に対応するよう要請があるため。	内訳に森林環境税の内容も表記。	③：現行システムでは使用していない機能	反映する	修正	意見照会	機能要件の名称を「納税証明書発行（個人住民税・森林環境税）」に変更する。 【確認】 森林環境税の内訳の必要はあるでしょうか。	（A市）：森林環境税の内訳の必要あり。 森林環境税の賦課徴収に係るQ＆A集（総務省自治税務局市町村税課） （B市）：ありません。「森林環境税を含む」との記載で足りると考えます。 （C市）：総務省が示す内容が表示されれば問題ありません （D市）：森林環境税の内訳は不要と考えます。 （E市）：不要 （F市）：変更で良い 内訳不要 （G市）：必要な状況が想定できないため、当課としては必要ありません。 （H市）：都市計画税と同様に整理すればよいと考えます。 （I市）：必要あります。 （J市）：対応方針の通りで問題ありません。 当項の「内訳が表示できる」は「科目ごとに表示できる」を指しているものと認識しているが、投稿者は「内訳」というワードで都市計画税や国保内訳のようなものを連想されたものと想定する。 表記に誤解が生まれないように表現を改めてはどうでしょうか。 例） 「納税証明書の明細部は、年度毎、科目毎（普徴・年特・給与特別徴収）に表示できること。」 （K市）：意見なし (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	森林環境税については、個人住民税と合算した金額で出力することとし、要件は修正しないことといたします。
456	収納管理	140411	⑥：表現の見直し	①：新規意見				機能ID「140284」が「標準オプション」に変更され、＜抽出除外条件＞に執行停止者が追加されていますので、機能ID「140284」と同内容となっています。		①：現行システムでパッケージ標準で実装している機能	反映する	修正	共有	オプションが重複しているため、一つの機能に集約する	（A市）：問題ありません。 （B市）：意見なし （C市）：承知しました （D市）：意見なし （E市）：意見なし （F市）：集約で良い （G市）：意見なし （H市）：意見なし （I市）：意見なし （J市）：問題ありません。 （機能ID：140411）は削除してよいです。 （K市）：意見なし (デジタル庁)：意見なし	0140284が現在標準オプションとなっているため重複しているとのご意見をいただいております。こちらは正しくは、**0140284が実装必須機能、0140411が標準オプション機能**となりますので、0140284を実装必須に修正いたします。
114	収納管理	140415	②：要件変更	①：新規意見	住民区分（住民・外国人住民・住民登録外・法人・共有者）~~、物件番号~~での検索ができること。 納付の有無で絞り込みが出来ること。	住民区分（住民・外国人住民・住民登録外・法人・共有者）~~、物件番号~~での検索ができること。	⑤：過剰な要件	「納付の有無」に関する表記が意図・用途があいまいであるため、削除。 ※滞納管理の同要件も同様に削除 現行システムでは個人検索で納付有無を条件として指定する機能は存在しないが、運用上差し支えない。 表記を残す場合でも「納付の有無」の絞り込みを行う意図・用途を具体的に示すことをご検討ください。	個人検索で住民区分での検索を行う際に納付有無を指定した検索を行わない。	③：現行システムでは使用していない機能	要検討	要検討	意見照会	【確認】 納付の有無の絞り込みでなく、滞納の有無での絞り込みは、収納システムで利用するものでしょうか。	（A市）：未納の内、「納期限到来済」と「納期限未到来」を 区分したい場合、滞納の有無での絞り込み利用はありえるかもしれない。 （B市）：納付の有無、滞納の有無での絞り込み機能はありません。 （C市）：機能があれば活用したいです （D市）：滞納有無での絞り込みは不要と考えます。 （E市）：しない （F市）：実装するべき （G市）：意見なし （H市）：納付の有無でも滞納の有無でも本市では利用していません。（利用の想定もありません。）ただ、そもそも収納システムで住民区分による検索自体を行っていません。（こちらも利用の想定もありません。） （I市）：利用します。 （J市）：使用しない。 過去に一度でも納付したことがある、または過去に一度も納付したことがない宛名を検索する用途として設けているのであれば、その用途は不明。要件として残す場合は投稿者の記載の通り意図・用途を具体的に示す必要があると思われます。 （K市）：意見なし (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	納付の有無については削除といたします。

24	収納管理	140417	②：要件変更	①：新規意見	案件ごとに口座振替依頼データを作成しない設定ができること。	案件ごとに口座振込依頼データを作成しない設定ができること。	⑧：業務精度向上	単なる誤記		③：現行システムでは使用していない機能	反映する	修正	共有	振替→振込 に修正します。	（A市）：意見なし （B市）：意見なし （C市）：承知しました （D市）：意見なし （E市）：意見なし （F市）：意見なし （G市）：意見なし （H市）：意見なし （I市）：意見なし （J市）：問題ありません。 （K市）：意見なし (デジタル庁)：意見なし	対応方針の通り修正します。
541	収納管理	140419	②：要件変更	①：新規意見	eLTAXへアップロードを行った後、処理結果検索キーを保持し、納付書情報登録処理結果を取得できること。取得した結果、エラーファイルがある場合、エラー内容を特定できること。	eLTAXへアップロードを行った後、処理結果検索キーを保持し、納付書情報登録処理結果を取得できること。取得した結果、エラーファイルがある場合、エラー内容及びエラーとなった案件を特定できること。	⑧：業務精度向上	エラー内容を特定するにあたり、エラー事由及び実際にエラーとなった案件を一意に特定できること。 現行共通納税IFS側にはなるが、エラー事由は特定できても案件が特定できない部分がありエラー対応に苦慮しているため。	エラー内容を特定するにあたり、エラー事由及び実際にエラーとなった案件を通知書番号・税目・課税年度等で一意に特定できること。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している機能	要検討	要検討	意見照会	【確認】 左記のような事象は起きているでしょうか。特に各構成員で起きていないのであれば対応不要と認識しています。 なお、仮に対応する必要がある場合、実現可能性を確認する必要があることから、APPLICに対し実現可能性の確認を並行して実施いたします。	（A市）：eLTAXへアップロードを行った後、全件中数件がエラーとなることが時々ある。（ベンダによると納付書発行後、eLTAXへアップロードする前の発行直後等に地方税お支払サイト等の支払いを行った場合、eLTAXへアップロードを行った段階で登録済データありとしてエラーになるそうです。確かにエラーの該当案件の特定は難しいです。） （B市）：当市ではそのような事象はありません。 （C市）：左記のとおりエラー対応が困難なため、対応いただくとありがたいです。 （D市）：対応不要の認識です。 共通納税IFS側が仕様書どおりになっておらず、主キーで一意にならないエラーが発生しています。 本件に対応すべきは共通納税IFS側である認識です。 （E市）：起きている （F市）：エラーがあっても特に問題はなし （G市）：エラーは必ず発生するため、その確認のために、エラーの案件を特定できる機能は必須です。 （H市）：eLTAX内でエラーの内容がほぼ把握できているため、対応不要と考えます。 （I市）：対応不要です。 （J市）：エラーによる調査・対応案件は起きている。 ・既に納付済の納付書を使って、納税者が金融機関のATMで二重納付した。 ・金融機関が窓口納付分の納付データ作成を誤った。 といった理由で二重納付が発生した場合にエラーとなっている。 ＳＥ対応しているが、エラー対象の特定のため案件特定キーは必要と判断します。 （K市）：意見なし (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	エラーの原因はeLTAX側にあることや、ベンダ意見を踏まえ案件特定自体は可能として、案件の特定機能は標準オプション機能といたします。
142	収納管理	140284	②：要件変更	①：新規意見	納期限から指定期間以上経過している本税及び未確定延滞金、確定延滞金のみの滞納がある収納情報のうち、督促状が未発布であるものを抽出（一覧及びCSV)できること。 抽出条件、抽出除外条件が任意に設定できること。申告税・賦課税・特別徴収分でそれぞれ抽出条件を設定できること。 ＜抽出条件＞ ・納期限から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納 ・督促未発布 ・調定年月日 ・死亡者 ＜抽出除外条件＞ ・執行停止者 ・速報データ取込済 ・繰上徴収 ・徴収（換価）猶予 ・督促停止 ・納税通知書返戻 ・督促状返戻	納期限から指定期間以上経過している本税及び未確定延滞金、確定延滞金のみの滞納がある収納情報のうち、督促状が未発布であるものを抽出（一覧及びCSV)できること。 抽出条件、抽出除外条件が任意に設定できること。申告税・賦課税・特別徴収分でそれぞれ抽出条件を設定できること。 ＜抽出条件＞ ・納期限から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納 ・督促未発布 ・調定年月日 ・死亡者 ＜抽出除外条件＞ ~~・執行停止者~~ ・速報データ取込済 ・繰上徴収 ・徴収（換価）猶予 ・督促停止 ・納税通知書返戻 ・督促状返戻	⑦：業務効率化	第2.1版の見え消し版と溶け込み版で機能の記載が異なる。どちらが正しいか確認いただきたい。		①：現行システムでパッケージ標準で実装している機能	反映する	修正	共有	標準オプション機能が正しいため、修正します。（統合）	（A市）：問題ありません。 （B市）：意見なし （C市）：承知しました （D市）：意見なし （E市）：意見なし （F市）：意見なし （G市）：意見なし （H市）：意見なし （I市）：意見なし （J市）：意義あり。 【資料３】全国意見照会以外の意見_収納管理.xlsx、 #18 にも同じ件と思われるものが掲載されているが、 「正しくは「実装必須機能」です」と記載されている。 仕様を定義した、変更した背景が示されていないため、どちらが本来あるべき形なのかを判断できない。 これを踏まえて機能要件を修正する必要があると思われます。 対応方法、詳細の「（統合）」の意味が不明。必要な情報であれば機能要件等の資料に反映する必要があると思われます。 （K市）：意見なし (デジタル庁)：意見なし	#456と同様。

③仕様書改定案（帳票要件 等）に関するご意見

No	仕様書改定案の対象 （選択肢から選択）	帳票ID	帳票名	項目番号	項目名称	意見の分類 （選択肢から選択）	新規意見区分 （選択肢から選択）	要件 修正前	要件 修正後	意見の根拠 分類（選択肢から選択）	意見の根拠 詳細	運用想定	現行システム区分 （選択肢から選択）	対応方針 大分類 （反映する、反映しない、要検討）	対応方針 要件修正方針 （追加、修正、削除、変更なし、要検討）	対応方針 構成員確認（WT）要否 （共有、意見照会、不要）	対応方針 詳細	回答集約（地方団体構成員）	検討結果
335	帳票印字項目・諸元表	140031	口座振替開始（変更）通知（汎用紙）	26	通知書番号	②：要件変更	①：新規意見	（備考欄の記載について） 納税通知書の通知書番号 法人住民税の場合は、~~法人番号を印字。~~法人番号または法人を一意に特定可能な番号を記載する。	（備考欄の記載について） 納税通知書の通知書番号 ~~法人住民税の場合は、法人番号を印字。法人番号または法人を一意に特定可能な番号を記載する。~~	④：現行事務処理・現行機能の踏襲	一般的に、法人住民税は口座振替による納付を行っていない認識である。 また、機能ID0140116にて口座情報を管理する税目として法人住民税の記載がないため、該当の法人住民税についての記載は不要と思われる。		①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	要検討	要検討	意見照会	【確認】 法人住民税は口座振替を実施しないことでよいでしょうか。	（A市）：問題ありません。 （B市）：問題ありません。 （C市）：問題ありません （D市）：実施していません。 （E市）：良い （F市）：法人の口振は実施しない また、給与特徴も実施しない （G市）： （H市）：問題ありません。 （I市）：良いと思います。 （J市）：問題ありません。 （K市）： (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	法人住民税の場合は口座振替を行わないため、口座振替に関する帳票の諸元表から「法人を一意に特定可能な番号」という記載を削除します。
1260	帳票印字項目・諸元表	140032	口座振替開始（変更）通知（圧着はがき）	-	注意事項	①：要件追加	①：新規意見	-	帳票印字項目に「注意事項」を追加	⑥：住民サービス向上	口座振替開始となる対象者に向け、注意喚起の文言を記載する。	「口座振替開始（変更）通知（汎用紙）」の帳票印字項目に合わせて、「注意事項」の項目も追加し、「口座振替に関する注意事項に関する登録した文字列を出力」可能とする。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映する	修正	共有	汎用紙との整合をとるため、プレプリントで記載されるよう、印字項目を追加します。	（A市）： （B市）： （C市）：承知しました （D市）：プレプリントに限定する必要は無いと考えます。 （E市）： （F市）： （G市）： （H市）： （I市）： （J市）：問題ありません。 （K市）： (デジタル庁)：	汎用紙と整合を取るため、注意文を印字項目として追加します。なお「プレプリントも可」とします。
197	帳票要件	140072	過誤納金整理票			①：要件追加	①：新規意見		本税より先に延滞金が納付されたとき、帳票出力されないこと	⑦：業務効率化	現行のシステムでは本税より先に延滞金が納付された場合、本税が未納であっても過誤納金整理票が出力されてしまい、納付確認作業が増えているため	本税が未納のものは延滞金において過誤納金は起きていないとみなされる	③：現行システムでは使用していない帳票	要検討	要検討	意見照会	【確認】 本税より先に延滞金が納付されたとき、帳票出力されないという運用でよいでしょうか。	（A市）：出力されないことによる処理漏れを防ぎたいので、出力条件の詳細を教えてください。 （B市）：本税より先に延滞金が納付されることがないため不明です。 （C市）：決算時期には本税、延滞金に過誤納があればその金額を翌年度へ更正して翌年度の予算から還付処理をしている。そのため、本税より先に延滞金が納付され過誤納が生じた場合も一覧表に表示されることを望みます。 （D市）：仮に延滞金が先に支払われた場合、延滞金から本税に充当する運用も考えられるため、帳票出力しないのは問題があると考えます。 （E市）：良い （F市）：本税より先に延滞金が納されることなし （G市）：そのまま延滞金に消込するか、本税に受湯しています。本税より先に延滞金が納付されたときも、帳票は出力されています。 （H市）：問題があります。本税が完納になっていないということはシステム上では通常延滞金の調定（確定延滞金）はNULLとなっており、極端な例でいえばある時点で本税５万円、計算延滞金１千円の滞納に対して延滞金が１千円入金されても把握できないことになります。本税より先に延滞金を自主納付することは法的に問題はありませんが、そのような納付は（死亡後に複数人に承継した滞納を除いて）通常想定されないものであり、システムとしては全件滞納期別に対して延滞金を計算しチェックすることができない以上過誤納として扱うことが適当と考えます。 （I市）：良いと思います。 （J市）：問題あり。 延滞金のみの納付あがってそれが過納となっている対象も過誤納であることは変わらないため一覧表に表記すべきと思われます。 「延滞金が納付された」場合でも過納があれば一覧の掲載対象、「本税が未納」でも督促手数料や延滞金で過納があれば一覧に掲載される対象になると判断します。 （K市）：	本税より先に延滞金が納付されたときに、過納があった場合に帳票出力がされないと把握できず問題があるとの意見があるため、本件は対応しない。
716	帳票印字項目・諸元表	140076	還付充当通知書	21	税目	①：要件追加	①：新規意見		過誤納金または充当先の税目が軽自動車税の場合、車両番号等を併記する。	⑥：住民サービス向上	軽自動車を複数台所有している市民に対し、どの車両についての文書であるかを明確にするため。		①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	要検討	要検討	意見照会	【確認】 過誤納金または充当先の税目が軽自動車税の場合、車両番号等を併記する方針で問題ないでしょうか。	（A市）：問題ありません。 （B市）：問題ありません。 （C市）：問題ありません （D市）：印字スペースの確保ができ、諸元表・帳票レイアウトの整合性が担保されるのであれば構いませんが、難しいようであれば併記しない方が良いと考えます。 （E市）：問題なし （F市）：左記の通りで良い （G市）： （H市）：問題ありませんが、通知書番号が異なればどの車両に充当されたかは一応特定できるため、必須でなくともよいと考えます。（ただし、仮に車両ごとに通知書番号を変えていない自治体があるのであれば必須） （I市）：問題ありません。 （J市）：現行システムでは充当先車両番号の印字はしていない。 追加する場合は「等」の表現は認めず、具体的な項目として記載し、帳票レイアウトと諸元表に明記が必要です。 （K市）： (デジタル庁)：異論ありません。	レイアウト上追加は難しく、必須でない団体も複数あることから本件は対応しないこととします。
925	帳票印字項目・諸元表	140076	還付充当通知書	68	備考	⑥：表現の見直し	①：新規意見	個人住民税及び森林環境税に係る充当の場合は、「充当」を「委託納付」に置き換える旨を印字	個人住民税及び森林環境税に係る充当の場合は、そのまま「充当」と印字すること	⑦：業務効率化	税目毎で文言を置き換えるのではなく、任意で変更できるようにしてほしい。	住民に耳慣れない言葉を使用すると問合せが増えるため、従来通り、「充当」という文言を使用したい。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	要検討	要検討	意見照会	【確認】 以下、いずれのパターンを見込んでいるでしょうか。 ①充当を委託納付に置き換えて出力し、備考欄に注意書きを記載するよう諸元表に追記 ②充当のままとし、住民側で読み替えてもらうよう備考欄に注意書きを記載するよう諸元表に追記	（A市）：② （B市）：厳密には住民税分は「充当」、森林環境税分は「委託納付」と表現するのが正しいと考えますが、②が現実的と考えます。 （C市）：② （D市）：②のパターンを見込んでいます。 （E市）：② （F市）：②のとおり （G市）： （H市）：もし必要なら②ですが、「委託納付」という言葉をはじめて聞きました。推測するに特別徴収によるもののことかと思いますが、確定できずに本件が必要な機能かどうかも判断できません。本件の根拠条文を等教えてください。また、特別徴収であれば、税標準化対象外ですが総合収滞納では国保の特別徴収でも同様に扱うのでしょうか？ （I市）：②を見込んでいます。 （J市）：①②どちらでもなく住民税・森林環境税への、又はからの充当を一律「充当又は委託納付」とすることを検討している （K市）：	帳票上の記載は充当のままとし、備考欄に「委託納付分を含む」という趣旨の文言を記載するよう諸元表に追記します。
403	帳票レイアウト	140076	還付充当通知書	74	教示文	②：要件変更	①：新規意見	教示文が2枚目に印刷となっている	教示文も1枚目に印刷としてほしい	⑦：業務効率化	レイアウトに教示文が加わったことにより2ページにわたることになるが、紙使用量の削減のためにも1枚にまとめることはできないか。	改訂案のレイアウトでは、2枚に印刷するか、両面印刷となるが、還付や充当の期別数が多い場合は1枚目が2枚にわたる場合もあり、全て両面印刷をすると別の納税義務者が裏面に印刷されてしまう可能性がある。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	要検討	要検討	意見照会	【資料３】No34参照	（A市）：問題ありません。 （B市）： （C市）： （D市）：修正案で良いです。 （E市）：問題なし （F市）：1枚目に集約するのが良い （G市）： （H市）：基本的に問題ありませんが、備考欄については上記のとおりです。なお、【資料３】No34では「納付委託」を備考に印字するとなっていますが上記では「委託納付」となっています。どちらかが誤字でしょうか。（納付委託と委託納付では意味が異なると思います。） （I市）：問題ありません。 （J市）：・現行システムは１枚にまとまっていること、現行システムと比べて印刷枚数が増えてしまうことから、標準仕様の帳票レイアウトも１枚にまとめていただきたい。 ・文字フォントが小さいためクレームとなる可能性がある （K市）：	APPLICより提案いただいた修正レイアウト案を基に、1ページに教示文を印字し、2ページ目に充当明細を記載するレイアウトといたします。
1070	帳票印字項目・諸元表	140076	還付充当通知書			②：要件変更	①：新規意見			⑤：過剰な要件	① 年度に「法人住民税の場合は、「事業年度・申告区分」。」が追加されております。 まず、元々記載されておりました「申告税の場合」と「法人住民税の場合」は標準仕様書としては同じ意味と捉えております。 二重記載となってしまっているのではないでしょうか。 また、「申告税の場合」から始まる例示では、「事業年度開始日、申告区分など」と記載があり、事業年度と事業年度開始日で矛盾があり、かつ、「など」と印字内容はベンダーに任せるような記載となっており、どちらが正しいのか判断できませんでした。 なお、事業年度開始日、申告区分の場合は、「令和１０年１２月２１日△確定」となりますが、事業年度、申告区分の場合は、「令和１０年１２月２１日～令和１１年１２月２０日△確定」と、かなりの幅が必要となります。 賦課年度、課税年度の枠のままで印字するのは、難しいのではないかと考えますが、この修正の意図をご教授ください。 ② 備考に「個人住民税及び森林環境税に係る充当の場合は、「充当」を「委託納付」に置き換える旨を印字。」が追加されております。 これは、「充当」の印字文言を変えず、住民に読み替えていただくために備考に補記する、という意味でしょうか。 ③ 教示文が追加され、プレプリントとして定義されております。 汎用紙にも関わらず、プレプリントとするのは、よろしくないと考えております。 また、帳票レイアウトを確認すると、2ページ目に印字するよう定義されております。 2ページ目というのは、片面印刷を想定されておりますでしょうか、それとも、両面印刷(裏面印字)を想定されておりますでしょうか。 ④ 2ページ目にも問合せ先と整理番号の記載がありますが、不要だと考えております。 2ページ目に印字する意図をご教授ください。 ⑤ 諸元表と帳票レイアウトを一致させてください。 例えば、諸元表では通知書番号は全角20桁と定義されていますが、帳票レイアウトでは全角10桁と定義されております。 帳票レイアウトにて全角20桁と定義した場合、印字が収まるような帳票レイアウトと整理されているようには見えません。			反映する	修正	共有	①本件は、2.1版改定時に検討会構成員より「法人住民税に対応していないレイアウトとなっている」旨指摘があり、修正したものです。 ご指摘の通り、「申告税」と「法人住民税」は同義であり、すでに「申告税の場合：過誤納が発生した調定の事業年度開始日、申告区分など。」と諸元表に記載しているため、本修正は不要として取り下げさせていただきます。 ②「充当」を「委託納付」に置き換える旨を帳票上でどのように表現するかについては、改めて検討いたします。 ③片面を想定しておりますが、システム上可能であれば両面印刷を妨げるものではありません。 ④他税目の運用を確認の上、不要な場合は削除いたします。 ⑤通知書番号は半角20桁で統一しておりますので、諸元表及びレイアウトを修正いたします。	（A市）： （B市）： （C市）：承知しました （D市）： （E市）： （F市）： （G市）： （H市）： （I市）： （J市）：投稿内容に同意。 ・現行システムは１枚にまとまっていること、現行システムと比べて印刷枚数が増えてしまうことから、標準仕様の帳票レイアウトも１枚にまとめていただきたい。 ・文字フォントが小さいためクレームとなる可能性がある （K市）： (デジタル庁)：	①は対応方針の通り修正を取り下げます ②は＃４０３と同様 ④は、2枚目以降に出力するかどうかは実装に委ねることとします。 ⑤は対応方針の通り修正します。
717	帳票印字項目・諸元表	140080	還付請求書（郵送）	31	還付金情報	①：要件追加	①：新規意見		過誤納金または充当先の税目が軽自動車税の場合、車両番号等を併記する。	⑥：住民サービス向上	軽自動車を複数台所有している市民に対し、どの車両についての文書であるかを明確にするため。		①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	要検討	要検討	意見照会	【確認】 税目が軽自動車税の場合、車両番号等を併記する方針で問題ないでしょうか。 なお、記載場所は通知書番号欄の横に追加するイメージです。	（A市）：問題ありません。 （B市）：問題ありません。 （C市）：問題ありません （D市）：印字スペースの確保ができ、諸元表・帳票レイアウトの整合性が担保されるのであれば構いませんが、難しいようであれば併記しない方が良いと考えます。 （E市）：問題なし （F市）：左記の通りで良い （G市）： （H市）：NO716に同じ （I市）：問題ありません。 （J市）：・現行システムでは車両番号の印字はしていない。 追加する場合は「等」の表現は認めず、具体的な項目として記載し、帳票レイアウトと諸元表に明記すること。 ・印字箇所については問題なし。読み取れる程度の大きさをであること。 （K市）： (デジタル庁)：異論ありません。	通知書番号欄に記載することは難しいため、備考欄に出力するよう諸元表に追記します。
344	帳票レイアウト	140104	督促状兼納付書（個人住民税・森林環境税）（専用紙）		税額、未納額	⑥：表現の見直し	①：新規意見	納付書（納入済通知書）：税額 納付書（原符）：未納額	納付書（納入済通知書）：未納 納付書（原符）：未納額	⑦：業務効率化	同じ内容を示す項目の表現に揺らぎがあるため。		①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映する	修正	共有	税額、に修正します。	（A市）：OK （B市）： （C市）：承知しました （D市）：保険料・保育料等も含め、統合収納管理で実装することも考慮した統一表現が望ましいと考えます。 （E市）： （F市）：左記の通りで良い （G市）： （H市）： （I市）： （J市）：問題ありません。 （K市）： (デジタル庁)：	2.0版改定時の修正漏れのため、税額を未納額に修正します。

345	帳票印字項目・諸元表	140106	督促状兼納付書 （軽自動車税 （種別割）） （専用紙）	5	（領収書部分） 税額	⑥：表現の見直し	①：新規意見	大分類：税額	大分類：未納額	⑦：業務効率化	帳票レイアウトと相違があるため		①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映する	修正	共有	税額、に修正します。	（A市）：OK （B市）： （C市）：承知しました （D市）：保険料・保育料等も含め、統合収納管理で実装することも考慮した統一表現が望ましいと考えます。 （E市）： （F市）：左記の通りで良い （G市）： （H市）： （I市）： （J市）：問題ありません。 （K市）： (デジタル庁)：	2.0版改定時の修正漏れのため、税額を未納額に修正します。
1158	帳票印字項目・諸元表	140111	督促状兼納付書 （軽自動車税）	不要	不要	②：要件変更	①：新規意見	右の２片の項目名が「固定資産税」になっている。また備考欄に「車両番号」を印字できるのか確認したい。	「固定資産税」は「軽自動車税」に変更。 備考欄に車両番号を印字してもよいものとする。もしくは車両番号欄を設ける。	⑥：住民サービス向上	備考欄に車両番号が印字できないと複数台所有者は判別が難しい。	システムで印字できるよう現行と同様に設定する。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映する	修正	共有	固定の表記は修正します。 備考に記載を想定しています。 印字項目　督促状兼領収書部分No22備考「車両番号など」	（A市）：帳票ID140111は、圧着ハガキ用のため割愛 （B市）： （C市）：承知しました （D市）： （E市）： （F市）： （G市）： （H市）： （I市）： （J市）：問題ありません。 （K市）： (デジタル庁)：	対応方針の通り修正いたします。
688	帳票レイアウト	140111	督促状兼納付書 （軽自動車税）			①：要件追加	①：新規意見	大分類の記載なし	納入済通知書部分 大分類　：MTID 大分類　：OCR文字	⑧：業務精度向上	MTID・OCR文字は各市町の判断で設計可能という解釈でよいのでしょうか。	各市町の判断で設計する。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映する	修正	共有	印字項目に記載することとします。	（A市）：帳票ID140111は、圧着ハガキ用のため割愛 （B市）： （C市）：承知しました （D市）： （E市）： （F市）： （G市）： （H市）： （I市）： （J市）：問題ありません。 （K市）： (デジタル庁)：	OCRラインについては、参考として印字位置をレイアウト上表示し、諸元表では詳細な定義をしない旨を帳票要件に追記します。
405	帳票レイアウト	140132	納税証明書	7	賦課年度	⑥：表現の見直し	①：新規意見	賦課年度が独立した項目となっている	賦課年度は独立した項目とするか、明細の項目に含めるか選べるようにしてほしい	⑥：住民サービス向上	2.0版で改訂された納税証明書のレイアウトですが、複数年度の納税証明書を取得される方もいるため、複数年度の納税証明でも1枚に印刷できることが選べるようにしてほしい。	複数年度の納税証明を取得される方は一定数おります。住民の利便性の向上や紙使用量の削減のためにも1枚に印刷することが選べるようにしてほしい。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	要検討	要検討	意見照会	【確認】 複数年度出力する場合は、「賦課年度」欄を空欄か＊とし、備考欄に年度を出力する方針で問題ないでしょうか。	（A市）：備考欄に記載で構わないが、法人市民税の場合事業年度もあり、行数・文字数が不足すると考える。またレイアウトの賦課年度欄の取り扱いはどうなるか？ （B市）：年度表記は必要です。表中の項目として「税目」の左に印字するのがよいと考えます。 （C市）：問題ありません （D市）：帳票レイアウトの見直しが必要と考えます。 （「年度」を明細項目とする） （E市）：問題なし （F市）：修正案のとおりが良い （G市）：左記のとおりとして問題ありません。 （H市）：問題ありません。 （I市）：問題ありません。 （J市）：問題あり。 明細行の備考と、納税証明書下部の備考とあるが、明細行の備考についてのお伺いと想定します。 複数年度にわたる納税証明書が発行できることを想定するのであれば、賦課年度欄自体を撤廃した方がよいのではないかとも思う。 ※直接の関係はないが、納税証明書下部の備考欄に具体的な説明がないため用途など例示いただきたい （K市）： (デジタル庁)：異論ありません。	対応方針の通り諸元表とレイアウトを修正します。なお、帳票レイアウトについては明細備考欄の幅を拡張します。
926	帳票レイアウト	140132	納税証明書	132		⑥：表現の見直し	①：新規意見	平成30年4月1日～平成31年3月31日　予定	平成30年4月1日～平成31年3月31日	⑤：過剰な要件	帳票要件にて「法人住民税については事業単位ごとに出力する」と明記されている。帳票要件の主旨に沿わないため、申告区分については記載しないことが望ましいと考える。	修正、更正を行っている法人もあるため、申告区分で表記した場合、法人税割のマイナス表記もありえるため。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	要検討	要検討	意見照会	【確認】 申告区分の出力は不要とすることで問題ないでしょうか。	（A市）：問題ありません。 （B市）：問題ありません。 （C市）：問題ありません （D市）：問題ありません。 （GItHub zei-comm #1428 の回答と異なります） （E市）：問題なし （F市）：問題なし （G市）：左記のとおりとして問題ありません。 （H市）：問題ありません。 （I市）：問題ありません。 （J市）：問題ありません。 （K市）： (デジタル庁)：異論ありません。	対応方針の通り諸元表を修正します。
927	帳票レイアウト	140132	納税証明書	132		⑥：表現の見直し	①：新規意見	賦課年度	年度	⑤：過剰な要件	法人市民税の性質上、年度をまたいで予定、確定納付を行うことが多い。帳票要件にて「法人住民税については事業単位ごとに出力する」いう主旨に沿わないため、賦課年度ではなく年度と明記することが望ましいと考える。	賦課年度から年度に修正した場合、「調定年度」、「事業年度」を同じ箇所に表記できるため。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	要検討	要検討	意見照会	【確認】 法人に対応するため、帳票要件では、「賦課年度、課税年度ごとに出力可能」としているため、諸元表の「賦課年度」項目を「年度」項目に修正。また、レイアウトも「NN年度」に修正することで問題ないでしょうか。	（A市）：問題ありません。 （B市）：当市では、「年度（事業年度）」と表記しています。 （C市）：問題ありません （D市）：帳票レイアウトの見直しが必要と考えます。 （「年度」を明細項目とする） （E市）：問題なし （F市）：問題なし （G市）：左記のとおりとして問題ありません。 （H市）：問題ありませんが、左記のNN年には元号を含んでください。 （I市）：問題ありません。 （J市）：問題ありません。 No.405の構成員回答に記載した通り、複数年度にわたる納税証明書が発行できることを想定するのであれば、賦課年度欄自体を撤廃した方がよいのではないかとも思う。 （K市）： (デジタル庁)：異論ありません。	出力単位の年度ごとに「年度（賦課年度）」「年度（課税年度）」「年度（事業年度）」などと印字できるよう諸元表及びレイアウトを修正いたします。
916	帳票レイアウト	140132	納税証明書	なし	なし	②：要件変更	①：新規意見	証明すべき金額として「税額」しか表示されていない。	法令どおり、延滞金や督促手数料についても表示させる。	①：地方税法（法律・政令・省令）への準拠・外部機関（*eLTAX*等）への対応	地方税法２０の１０と同法施行令６の２１①一において、税額だけでなく「地方団体の徴収金」について証明義務が課されている。そもそも納税証明制度の主たる目的は、納税者の財産に担保権を設定しようとする者が、自己の債権に優先する地方団体の徴収金の存在を確認して債権保全を図ることとされている。納税証明の時点において本税が完納でも、確定延滞金等が滞納されていれば、それは「自己の債権に優先する地方団体の徴収金」そのものである。確定延滞金等の滞納の表示を怠った納税証明をもとに、誤った担保権設定（担保権を伴った融資実行）の意思決定がなされ、後になって地方税法１４の９・１４の１０に基づく地方団体の徴収金の優先権が発動された場合、証明手続きの違法性が指摘される可能性が高い。姫路市では、確定延滞金を日常的に差押えや交付要求の対象としており、上に示したようなパターンに当てはまる案件が年に数件程度あるため、強く懸念している。	当該帳票を発行するたびに表示される。	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	要検討	要検討	意見照会	【確認】 納税証明書の項目「納付すべき税額（円）」について、延滞金、督促手数料も含まれているという理解でよいでしょうか。	（A市）：A市では本税のみとしている。 完納証明書も本税のみで完納未納を判断している。 WTでも以前本税のみか延滞金等を含むか議論があったが自治体ごと対応が分かれており、と統一は難しいため、自治体ごとで含む含まないを判断出来るようにしたと認識している。 （B市）：本税のみという認識です。（本税が納付されるまで延滞金は確定しません。）当市では確定延滞金に未納がある場合、備考欄に「延滞金に未納あり」と表記しています。 （C市）：問題ありません（本市では含んでいない） （D市）：納付すべき税額には延滞金、督促手数料は含めない認識です。含める必要があるなら標準オプション機能としていただきたいです。 また、金額を訂正して発行できれば賄えると思います。 （E市）：延滞金・督促手数料は含まれない （F市）：左記のとおり （G市）：現状、本税のみとなっております。 ※延滞金・督促手数料の表示はできておりません。 （H市）：問題ありません。 （I市）：本税のみと理解しています。 （J市）：現行システムでは含まれていない。 現行の運用を踏襲できることとしたいため標準オプションが妥当と判断する。 （K市）： (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	ほとんどの構成員が延滞金及び督促手数料は含まないとしています。B市の運用を参考に、表示が必要な団体は別の行または備考欄に出力する旨を要件の考え方・理由に追記します。
917	帳票レイアウト	140132	納税証明書	なし	なし	②：要件変更	①：新規意見	「法定納期限等（地方税法１５①七～十適用のものを除く）」が表示されていない。	法令どおり、「法定納期限等（地方税法１５①七～十適用のものを除く）」についても表示する。	①：地方税法（法律・政令・省令）への準拠・外部機関（*eLTAX*等）への対応	地方税法２０の１０と同法施行令６の２１①二において、「納期限」だけでなく「法定納期限等」についても証明義務が課されている。不都合の例として、まだ納付されていない個人住民税について、第１期の納期限前に証明が請求された場合を例に示す。申告による個人住民税であれば、法定納期限等（申告書提出日）は既に到来しているので、すべての納期限が未到来であっても、「自己に優先する地方団体の徴収金」が存在することになるが、証明取得者はその状況を把握することができない。法定納期限等の表示を怠った納税証明をもとに、誤った担保権設定（担保権を伴った融資実行）の意思決定がなされ、後になって地方税法１４の９・１４の１０に基づく地方団体の徴収金の優先権が発動された場合、証明手続きの違法性が指摘される可能性が高い。他にも不都合の生じるパターンがいくつかあるので、強く懸念している。	当該帳票を発行するたびに表示される。	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	要検討	要検討	意見照会	【確認】 法定納期限等は備考記載で問題ないでしょうか。	（A市）：NO405で賦課年度も追加されており、備考欄の行数・文字数が不足することが懸念される。 また現行システムでも法定納期限等が正しく管理できない（システム上かなり困難のため）交付要求の際確認している。 知識不足ではあるが、現在の納税証明書では法定納期限等が印字されていない自治体が多いと認識している。今回の提案自治体もカスタマイズ対応のため、パッケージでは実装されていないと想定しています。 （B市）：当市では記載ありません。備考欄の情報量が過剰にならないか懸念します。 （C市）：問題ありません （D市）：帳票レイアウトの見直しが必要と考えます。 （「法定納期限等」を明細項目とする） （E市）：問題なし （F市）：左記のとおり （G市）：左記のとおりとして問題ありません。 （H市）：問題ありませんが、法定納期限等は課税システムから連携しないとした記憶があります。必要に応じて課税システムを確認して手入力する想定でしょうか？ （I市）：問題ありません。 （J市）：現行システムでは含まれていない。 現行の運用を踏襲できることとしたいため標準オプションが妥当と判断する。 （K市）： (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	不要という構成員も複数いるため、必要な場合は明細備考欄への出力とするよう諸元表へ追記します。
333	帳票印字項目・諸元表	140132	納税証明書	8	税目	②：要件変更	①：新規意見	内容欄の記載について 「税目名を表記。 例）個人住民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、法人市民税」	内容欄の記載について 「税目名を表記。 例）個人住民税、森林環境税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、法人市民税」	①：地方税法（法律・政令・省令）への準拠・外部機関（eLTAX等）への対応	森林環境税の創設に係る変更点として、収納管理の機能要件（機能ID0140001等）の変更があるが、納税証明書の表記についても明確にすべきであるため。 ※行政資料「森林環境税の賦課徴収に係るQ&A集　令和５年５月　総務省自治税務局市町村税課」において、「A7-1」（中略） 「証明書に表記する場合は、個人住民税と合わせて記載することが望ましい。（その場合は、個人住民税とは区分して（合算せず）森林環境税額を明示できるようにすることが望ましい。）」とあり、現時点では表記に関する要件が不明瞭である。	森林環境税に係る納税証明書を発行する。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映する	修正	共有	表記については、個人住民税・森林環境税とする想定です。	（A市）：了解しました。 （B市）： （C市）：問題ありません （D市）： （E市）： （F市）： （G市）：左記のとおりとして問題ありません。 （H市）： （I市）： （J市）：問題ありません。 森林環境税分の納税証明書が必要とする場合はその理由を機能要件または諸元表に明記した上で定義する必要があります。 （K市）： (デジタル庁)：	税目名は「個人住民税」とし、備考欄に「個人住民税は森林環境税分を含みます」と出力することとします。
735	帳票印字項目・諸元表	140132	納税証明書	8	税目	⑥：表現の見直し	①：新規意見	【内容】 税目名を表記。 例）個人住民税~~市県民税~~、固定資産税、軽自動車税（種別割）、法人市民税 明細行に空行が発生する場合は、空行の中の一番上の行に「（以下余白）」と出力。	【内容】 税目名を表記。 例）個人住民税、森林環境税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、法人市民税 明細行に空行が発生する場合は、空行の中の一番上の行に「（以下余白）」と出力。	①：地方税法（法律・政令・省令）への準拠・外部機関（*eLTAX*等）への対応	森林環境税は、個人住民税に含めて証明する想定でしょうか。 税目としては別なので、個人住民税に含めず、別税目として証明するのであれば、左記のとおり修正をお願いします。	森林環境税の納税証明書は、基本的に個人住民税の納税証明書と同時に取得される想定です。	②：現行システムでカスタマイズを実施している帳票	要検討	要検討	意見照会	【確認】 税目欄は「個人住民税・森林環境税」と印字し、合算した税額で出力することで問題ないでしょうか。	（A市）：問題ないが、令和5年度以前の個人住民税の場合と打ち分けが必要と考える。 （B市）：問題ありません。 （C市）：問題ありません （D市）：問題ありません。 （E市）：問題なし （F市）：問題なし （G市）：左記のとおりとして問題ありません。 （H市）：問題ありません。 （I市）：問題ありません。 （J市）：問題ありません。 （K市）： (デジタル庁)：異論ありません。	（機能要件方針#88と同様）

1075	帳票印字項目・諸元表	140132	納税証明書			②：要件変更	①：新規意見			⑤：過剰な要件	「法人住民税については事業年度単位で出力する。」とありますが、賦課年度には事業年度(事業年度開始日～事業年度終了日)を印字するのでしょうか。 もし、事業年度を印字する場合は、諸元表に記載をお願いいたします。			反映する	修正	共有	諸元表について、賦課年度の備考欄に「法人住民税の場合は事業年度を印字」と追記します。	（A市）：問題なし （B市）： （C市）：問題ありません （D市）：帳票レイアウトの見直しが必要と考えます。 （「年度」を明細項目とする） 法人住民税と他税を纏めて１枚で発行することができなくなるため。 （E市）： （F市）： （G市）：左記のとおりとして問題ありません。 （H市）： （I市）： （J市）：問題ありません。 （K市）： (デジタル庁)：	諸元表の大項目を「年度」に修正し、事業年度単位で出力する場合はそちらに事業年度を印字するよう諸元表を修正いたします（#926関連）。なお、複数年度でまとめた証明書を出力する場合は明細備考欄に事業年度を出力します。
930	帳票要件	140133	継続検査用納税証明書（圧着はがき）			①：要件追加	①：新規意見	一括納付対象の納税義務者に紐づく全ての車両について出力	出力条件として ・車種 を設定。	⑦：業務効率化	軽JNKS稼働に伴い原則、車検用納税証明書が不要となったが、二輪車は引き続き口座振替後に車検用納税証明書を送付する必要があるため。	二輪車のみ圧着ハガキで一斉発送を行い、その他車種については納税者より希望があった場合に窓口等で発行。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	要検討	要検討	意見照会	【確認】 2輪、それ以外で区別して出力する運用として問題ないでしょうか。	（A市）：令和5年度K市全国連絡会議において 令和７年１月より二輪車についても、軽JNKS連携対象とするとの説明があったため、標準化システムでは、二輪・三輪・四輪は軽JNKS連携対象との前提で考えるべきではないか。二輪の車検用納税証明書が送付必須と考える必要はないのではないか。 （B市）：問題ありません。ただし、令和7年中に小型二輪（250cc超）の軽JNKS対応が全国実施される予定です。 （C市）：2輪、納付区分別（口座、口座以外（MPN、クレジット、モバイルレジ、スマホ決済、共通納税））。証明書が納税者の手元に残らない納付方法。 （D市）： （E市）：問題なし （F市）：問題なし （G市）：軽JNKS運用開始後、個別で取得するケースが日に何件かあるため、2輪のほか4輪の軽自動車についても引き続き発行できるようにしてもらいたいです。 （H市）：問題ありません。 （I市）：問題ありません。 （J市）：問題ありません。 （K市）：二輪車ではなく正しくは「小型二輪車」 「軽二輪車」については継続検査（車検）用納税証明は不要 (デジタル庁)：異論ありません。	出力条件として「種別（小型二輪車、それ以外等）」を帳票要件に追加します。
684	帳票レイアウト	140133	継続検査用納税証明書（圧着はがき）			⑥：表現の見直し	①：新規意見	メールシーラー用紙の宛名印字欄に『郵便はがき』の印字がない	・メールシーラー用紙の宛名印字欄に『郵便はがき』の印字がないため、印字予定の提示をしてほしい。	①：地方税法（法律・政令・省令）への準拠・外部機関（*eLTAX*等）への対応	内国郵便約款第21条(5)の規定による	帳票をプレ印刷して、システム印字の原稿とする。（システム印字とプレ印刷（用紙業者への発注）を明確に分けたいため、 プレ印刷（用紙業者への発注）用のレイアウト提示をしてほしい。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映する	修正	共有	FAQにて定義し、レイアウト上は対応しないこととします。	（A市）： （B市）： （C市）：承知しました （D市）： （E市）： （F市）： （G市）：左記のとおりとして問題ありません。 （H市）： （I市）： （J市）：参考としてサンプルの提示が欲しい。 （K市）： (デジタル庁)：	プレプリントについては本編で定めているため、対応しないこととします
1279	帳票要件	140134	継続検査用納税証明書（汎用紙）			①：要件追加	①：新規意見		スマートフォンアプリ操作等による納付手続きが行われたことを確認した場合には、備考欄に「機構指定納付受託者に納付の委託が行われている」旨の記載印字を行う。	①：地方税法（法律・政令・省令）への準拠・外部機関（*eLTAX*等）への対応	令和３年４月１日付総務省自治税務局企画課長通知「指定納付受託者制度に基づく地方税の納付について」及び令和４年４月１日付の総務省自治税務局電子化推進室長通知「機構指定納付受託者制度の導入について（通知）」	機構指定納付受託者による納付（クレジットカードやスマートフォンアプリ等）の収納反映前に納税証明書の請求があった場合、仮消込情報と、納付手続きを行ったことを確認できたケースについて証明書に左記文言を印字して証明書を発行する。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	要検討	要検討	意見照会	【確認】 備考欄への手入力で対応できないでしょうか。	（A市）：寧ろ令和３年４月１日付総務省自治税務局企画課長通知「指定納付受託者制度に基づく地方税の納付について」の考え方の修正を、総務省に求めたい。 備考欄に「機構指定納付受託者に納付の委託が行われている」等の記載を不要又は任意にしてもらいたい。 （B市）：スタンプ等で対応することも考えられますが、可能であれば仮消込～公金日までの条件で印字してほしいです。なお、備考欄が狭いため、当市では「機構指定・・・を含みます」と欄外に印字しています。 （C市）：対応可能です （D市）：手入力とした場合、個別発行であれば問題ありませんが、一括発行には対応できない想定です。 （E市）：印字をお願いしたい。 （F市）：自動的に印字できるようにしてほしい （G市）：現状は対応していない運用ですが、今後対応するとしたら備考欄への手入力で対応可能です。 （H市）：問題ありません。 （I市）：印字対応が望ましい。 （J市）：難しいと判断されます。 １件ずつスマートフォンアプリ操作等による納付手続きが行われたことを照会画面で確認した上で手書きが標準運用とするのはかなり厳しい。 どのような手法でどのようなレイアウトで発行するのかを明示するか、 スマートフォンアプリ操作等による納付手続きが行われていても、そうでなくても記載できる定型文を検討し、一律印字する仕様とすることで手書き運用は回避できると想定する。 例) 「機構指定納付受託者に納付の委託が行われているものも含まれる」 当件、検査用ではない方の納税証明書にも当てはまるのではないでしょうか。 （K市）："継続検査用納税証明書（汎用紙）"にカテゴリされてるが、全ての納税証明書に関係する要件ではないか。 (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	備考欄への出力を想定している旨を諸元表に追記します。
661	帳票印字項目・諸元表	140134	継続検査用納税証明書 (汎用紙)	3	納税義務者住所	②：要件変更	②：前回記載意見	実装必須項目	情報保護のため、アスタリスク出力も可能とする。	④：現行事務処理・現行機能の踏襲	車検用証明は車検でしか使用できないことから、納税義務者の住所氏名は現帳票では表示していないため	長野市納税証明書事務取扱要領により、納税義務者の住所氏名の記載は不要としている。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	要検討	要検討	意見照会	【資料３】No31参照	（A市）：問題ありません。 （B市）： （C市）： （D市）：問題ありません。 （E市）：問題なし （F市）：修正案のとおりが良い （G市）：【資料３】No31参照のとおりとして問題ありません。 （H市）：問題ありません。 （I市）：問題ありません。 （J市）：問題ありません。 （K市）： (デジタル庁)：異論ありません。	確認の通り諸元表を修正します。
1368	帳票レイアウト	1400080	還付請求書			⑥：表現の見直し	①：新規意見	公金受取口座利用が振込先口座情報の下にある。	公金受取口座利用を上にする。	⑥：住民サービス向上	記載するとき、人は上から順に記載することが多いため、公金受取口座利用を上にしないと振込先口座情報を記載してから✓を入れる人が増える。		①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映する	修正	共有	■振込先口座情報 の直下に、公金受取口座利用 を入れ替えることとします。	（A市）： （B市）： （C市）：承知しました （D市）： （E市）： （F市）： （G市）： （H市）： （I市）： （J市）：問題ありません。 （K市）： (デジタル庁)：	対応方針のとおり修正することとします。
932	帳票印字項目・諸元表	0140076	還付充当通知書			②：要件変更	①：新規意見			④：現行事務処理・現行機能の踏襲	年度に「法人住民税の場合は、「事業年度・申告区分」。」が追加されております。 まず、元々記載されておりました「申告税の場合」と「法人住民税の場合」は標準仕様書としては同じ意味と捉えております。 二重記載となってしまっているのではないでしょうか。 また、「申告税の場合」から始まる例示では、「事業年度開始日、申告区分など」と記載があり、事業年度と事業年度開始日で矛盾があり、かつ、「など」と印字内容はベンダーに任せるような記載となっており、どちらが正しいのか判断できませんでした。 なお、事業年度開始日、申告区分の場合は、「令和１０年１２月２１日△確定」となりますが、事業年度、申告区分の場合は、「令和１０年１２月２１日～令和１１年１２月２０日△確定」と、かなりの幅が必要となります。 賦課年度、課税年度の枠のままで印字するのは、難しいのではないかと考えますが、この修正の意図をご教授ください。		①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映する	修正	共有	【資料３】No34参照	（A市）： （B市）： （C市）： （D市）： （E市）： （F市）： （G市）： （H市）：問題ありません。 （I市）： （J市）：No.1070と同じ内容と思われます。 【資料３】No34 WT構成員回答の通り （K市）： (デジタル庁)：	#1070の①と同様です。
933	帳票印字項目・諸元表	0140076	還付充当通知書			②：要件変更	①：新規意見			④：現行事務処理・現行機能の踏襲	備考に「個人住民税及び森林環境税に係る充当の場合は、「充当」を「委託納付」に置き換える旨を印字。」が追加されております。 これは、「充当」の印字文言を変えず、住民に読み替えていただくために備考に補記する、という意味でしょうか。		①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	要検討	要検討	意見照会	【資料３】No34参照	（A市）：問題ありません。 （B市）： （C市）： （D市）：意見はありません。 （E市）：問題なし （F市）：置き換え印字で良い （G市）： （H市）：NO925に同じ （I市）：問題ありません。 （J市）：No.1070と同じ内容と思われます。 【資料３】No34 WT構成員回答の通り （K市）： (デジタル庁)：異論ありません。	帳票上の記載は充当のままとし、備考欄に「委託納付分を含む」という趣旨の文言を記載するよう諸元表に追記します。
934	帳票印字項目・諸元表	0140076	還付充当通知書			②：要件変更	①：新規意見			④：現行事務処理・現行機能の踏襲	教示文が追加され、プレプリントとして定義されております。 汎用紙にも関わらず、プレプリントとするのは、よろしくないと考えております。 また、帳票レイアウトを確認すると、2ページ目に印字するよう定義されております。 2ページ目というのは、片面印刷を想定されておりますでしょうか、それとも、両面印刷(裏面印字)を想定されておりますでしょうか。		①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	要検討	要検討	意見照会	【資料３】No34参照	（A市）：問題ありません。 （B市）： （C市）： （D市）：意見はありません。 （E市）：問題なし （F市）：1枚目に集約するのが良い （G市）： （H市）：問題ありません。 （I市）：問題ありません。 （J市）：No.1070と同じ内容と思われます。 【資料３】No34 WT構成員回答の通り （K市）： (デジタル庁)：異論ありません。	APPLICより提案いただいた修正レイアウト案を基に、1ページに教示文を印字し、2ページ目に充当明細を記載するレイアウトといたします。
935	帳票印字項目・諸元表	0140076	還付充当通知書			②：要件変更	①：新規意見			④：現行事務処理・現行機能の踏襲	2ページ目にも問合せ先と整理番号の記載がありますが、不要だと考えております。 2ページ目に印字する意図をご教授ください。		①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	要検討	要検討	意見照会	【資料３】No34参照	（A市）：問題ありません。 （B市）： （C市）： （D市）：意見はありません。 （E市）：問題なし （F市）：複数枚となる場合は帳票レイアウト通りに2ページ以降を使う方式が良い （G市）： （H市）：整理番号は書類がばらばらになってしまったときに必要なので残すよう要望します。 （I市）：問題ありません。 （J市）：No.1070と同じ内容と思われます。 【資料３】No34 WT構成員回答の通り （K市）： (デジタル庁)：異論ありません。	整理番号については、別種の帳票を同封した場合の特定に必要な場合もあるため2ページ以降も印字することを認めることとします。
936	帳票印字項目・諸元表	0140076	還付充当通知書			②：要件変更	①：新規意見			④：現行事務処理・現行機能の踏襲	諸元表と帳票レイアウトを一致させてください。 例えば、諸元表では通知書番号は全角20桁と定義されていますが、帳票レイアウトでは全角10桁と定義されております。 帳票レイアウトにて全角20桁と定義した場合、印字が収まるような帳票レイアウトと整理されているようには見えません。 過誤納番号は半角10桁と定義されていたり、他帳票では通知書番号は半角20桁と定義されているため、通知書番号は半角20桁の誤りでしょうか。		①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	反映する	修正	共有	通知書番号は半角20桁で統一しておりますので、諸元表及びレイアウトを修正いたします。	（A市）： （B市）： （C市）：承知しました （D市）： （E市）： （F市）： （G市）： （H市）： （I市）： （J市）：問題ありません。 （K市）： (デジタル庁)：	対応方針の通り修正いたします。

937	帳票印字項目・諸元表	0140104他	督促状兼納付書 （個人住民税・ 森林環境税） （専用紙）他			②：要件変更	①：新規意見			④：現行事務処理・現行機能の踏襲	送付先欄に教示文が追加され、プレプリントとして定義されております。 帳票レイアウトに印字位置の記載がないため、どの辺りにプレプリントする想定なのかが読み取れませんでした。 仮に送付先欄の右側にプレプリントする場合、以下のような教示文であれば、非常に小さなフォントサイズでプレプリントすることになります。 そのため、現実的に、難しいのではないかと想定しております。 運用可能であると判断されておられる場合は、総務省様が想定されている「印字位置」「フォントサイズ」「教示文の文章例」をご教授ください。 なお、帳票印字項目・諸元表のシート名は「督促状兼納付書（個人住民税・森林環境税専用紙）」ではなく、「督促状兼納付書（個人住民税・森林環境税）（専用紙）」の誤りだと想定されるため、修正をお願いいたします。 例） １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市に対して審査請求をすることができます。 ２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。 　なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 （１）審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。 （２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審		①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	要検討	要検討	意見照会	【資料３】No28参照	（A市）：問題ありません。 文字数や内容も重要ですが、その分文字の大きさが小さくなりすぎないよう留意してください。 （B市）： （C市）： （D市）：督促状兼納付書（個人住民税・森林環境税）（専用紙 ）に関しては裏面にプレプリントの想定です。 （E市）：問題なし （F市）：印字で良い （G市）： （H市）：【資料３】No28の回答のとおり （I市）：問題ありません。 （J市）：【資料３】No28　WT構成員回答の通り （K市）： (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	督促状の場合は表面の最右側に、督促状兼納付書の場合は裏面へ印字する旨追記します。なお、「プレプリントも可」といたします。
939	帳票印字項目・諸元表	0140115他	督促状（法人住民税）他			②：要件変更	①：新規意見			④：現行事務処理・現行機能の踏襲	教示文が定義されておりますが、以下のような教示文であれば、63/8の定義だと、かなり足りないことになります。 ある程度、桁数については、ベンダー側で定義できるとしても、現実的に印字枠に入らないのではないかと想定しております。 運用可能であると判断されておられる場合は、総務省様が想定されている「印字位置」「フォントサイズ」「教示文の文章例」をご教授ください。 例） １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市に対して審査請求をすることができます。 ２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。 　なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 （１）審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。 （２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。		①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	要検討	要検討	意見照会	【資料３】No28参照	（A市）：問題ありません。 文字数や内容も重要ですが、その分文字の大きさが小さくなりすぎないよう留意してください。 （B市）：表示スペースが可変であることが望ましいです。（後々、必要に応じて文字数の増減に対応できるため。）当市では、かなり小さいフォントで同様の文言を印字しています。 なお、還付充当通知書の場合は、裏面にプレ印字の方が柔軟に対応できるため望ましいと考えます。 （C市）： （D市）：統合収納管理での実装を考慮した場合、介護・後期高齢などの教示文の方が長くなる傾向にあるため、もう少し余裕があると良いと思います。（800字程度） （E市）：現状では足りないと見込まれる。 （F市）：印字で良い （G市）： （H市）：【資料３】No28の回答のとおり （I市）：問題ありません。 （J市）：【資料３】No28　WT構成員回答の通り （K市）： (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	APPLICからの意見では例文として600字程度の例文が提示されているため、その桁数を諸元表に記載することとします。
941	帳票印字項目・諸元表	0140132	納税証明書			②：要件変更	①：新規意見			④：現行事務処理・現行機能の踏襲	「法人住民税については事業年度単位で出力する。」とありますが、賦課年度には事業年度(事業年度開始日～事業年度終了日)を印字するのでしょうか。 もし、事業年度を印字する場合は、諸元表に記載をお願いいたします。		①：現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	要検討	要検討	意見照会	【資料３】No26参照	（A市）：問題ありません。 （B市）： （C市）： （D市）：レイアウトの見直しが必要と考えます。税目により「NN年度」を切り替える場合、法人住民税と他税を纏めて１枚で発行することができなくなります。 （E市）：問題なし （F市）：修正案のとおりが良い （G市）： （H市）：NO927に同じ （I市）：良いと思います。 （J市）：【資料３】No26　WT構成員回答の通り （K市）： (デジタル庁)：異論ありません。	諸元表の大項目を「年度」に修正し、事業年度単位で出力する場合はそちらに事業年度を印字するよう諸元表を修正いたします（#926関連）。なお、複数年度でまとめた証明書を出力する場合は明細備考欄に事業年度を出力します。
68	帳票レイアウト	1400109 140111 140113	督促状兼納付書 （個人住民税・ 森林環境税） （圧着はがき)等	109	OCRライン	⑥：表現の見直し	①：新規意見	OCRラインが２行となっている。	OCRラインを３行に出来ないでしょうか。 OCRの数字は１インチあたり10文字の制限があります。一方、ハガキの最大のサイズは10.7㎝≒4.21インチなので最大42文字印字出来ますが、OCRラインの２行目は44文字のため印字が不可能となります。 ※帳票IDをコピーして気づいたのですが、桁数が合いません。帳票IDに誤りがないか確認をお願いします。	⑧：業務精度向上				要検討	要検討	意見照会	【確認】 OCRの行数を変えても問題はないでしょうか。	（A市）：問題ありません。 （B市）：不明です。 （C市）：正確に読み込めれば問題ありません （D市）：問題はありませんが、手書きOCRと思われる印字枠は不要と考えるため、レイアウトの見直しをお願いいたします。 （E市）：現状2行なので変わらない方が良い （F市）：ベンダー次第である （G市）： （H市）：問題ありません。 （I市）：行数は変更しないで欲しい。 （J市）：帳票レイアウトを変更する必要はない、 標準仕様ではOCR仕様について規定していない認識。 （OCR仕様はベンダーの仕様となる、という認識で間違いないでしょうか。） 桁数はベンダーごとの仕様であるため、標準仕様帳票レイアウトのOCR桁数を調整する必要はないと思われます。 仮にOCR仕様を標準仕様上で規定する場合、収納管理システムだけでなく、収納代行会社へ委託している納付書読取仕様を変更、および改修・テストが必要となるため全体的なスケジュール調整が必要となる。 （K市）：金融機関での読取りも想定している場合には、金融機関の意見も聴取すべきではないか。 (デジタル庁)：異論ありません。	圧着はがきはMPN標準様式ではなくOCR文字の桁数及び行数は自治体側の実装に委ねることとします。 また、OCR文字については、レイアウト上大まかな印字位置を表示するのみで、諸元表上印字項目として詳細な定義はしない整理としており、要件の考え方・理由にもその旨記載いたします。
1072	帳票印字項目・諸元表	140109他	督促状兼納付書 （個人住民税・ 森林環境税） （圧着はがき） 他			②：要件変更	①：新規意見			⑤：過剰な要件	表紙欄に教示文が追加され、プレプリントとして定義されております。 帳票レイアウトに印字位置の記載がないため、どの辺りにプレプリントする想定なのかが読み取れませんでした。 また、表紙欄に、督促状であることが分かるような教示文を記載するのは、問題があるのではないかと考えております。 ※教示文について、他社様の#1309の通り、弊社も専用紙・圧着はがきは、裏面や中面へのプレ印字を想定されているのかなと考えており、#1309はあくまでも汎用紙に対する意見だと読み取っております。 　なお、督促状兼納付書（圧着はがき）の場合は、中面にはマスク面や納付書関連の記載面があるため、教示文の印字は難しいのではないかと考えております。 なお、帳票印字項目・諸元表のシート名は「督促状兼納付書（個人住民税・森林環境税（圧着はがき）」ではなく、「督促状兼納付書（個人住民税・森林環境税）（圧着はがき）」の誤りだと想定されるため、修正をお願いいたします。			要検討	要検討	意見照会	【資料３】No28参照	（A市）：問題ありません。 （B市）： （C市）： （D市）：問題ありません。 （E市）：問題なし （F市）：問題なし （G市）： （H市）：【資料３】No28の回答のとおり （I市）：問題ありません。 （J市）：【資料３】No28　WT構成員回答の通り （K市）： (デジタル庁)：異論ありません。	督促状の場合は表面の最右側に、督促状兼納付書の場合は裏面へ印字する旨追記します。なお、「プレプリントも可」といたします。

④仕様書改定案（その他）のご意見

No	資料名 （選択肢から選択）	項番/ 章番号	項目名	意見の分類 （選択肢から選択）	新規意見区分 （選択肢から選択）	該当箇所	ご意見	意見発出者 （選択肢から選択）	税目	対応方針	構成員意見
全て対応しないため資料化せず											